

# 第 2 回 権利擁護部会

## 議 事 録

日 時：2019年9月13日（金）午後3時開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 12階 5号会議室

## 1. 開 会

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） 定刻となりましたので、ただいまから第2回権利擁護部会を開催いたします。

私は、札幌市保健福祉局総務部地域福祉推進担当課長の小関と申します。

議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、3点ほど報告がございます。

まず、当部会の委員の変更についてでございます。

保健、医療に関わる団体の代表者として、一般社団法人札幌市医師会の荒木委員にご就任いただいておりますが、荒木委員が退任され、後任といたしまして、同会理事の清水委員にご就任いただいております。

次に、本日の出席状況と定足数についてでございます。

本日は、紙谷委員、岩井委員、そして、先ほど新たな委員としてご紹介いたしました清水委員がご欠席され、定数13名中10名の委員にご出席いただいておりますことから、札幌市地域福祉社会計画審議会規則第4条に規定する定足数を満たし、成立することを報告いたします。

報告事項の3点目でございます。

当部会は公開により開催いたしますので、傍聴席を設けております。また、皆様の発言は議事録として整理し、後日、札幌市のホームページに掲載することとなりますので、ご承知おき願います。

## 2. 挨拶

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） それでは、第2回権利擁護部会の開会にあたりまして、札幌市保健福祉局総務部長の富樫から挨拶申し上げます。

○富樫保健福祉局総務部長 保健福祉局総務部長の富樫でございます。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、7月に開催いたしました第1回権利擁護部会では、皆様から大変多くの貴重なご意見をいただきましたことに、改めてお礼を申し上げます。

本日の第2回権利擁護部会では、まずは、他の政令指定都市における成年後見制度の取組状況についてご報告させていただきます。

その後、私ども事務局で作成しました札幌市成年後見制度利用促進基本計画の構成案についてお示しさせていただきたいと思っております。

この構成案では、計画における基本理念や、基本理念を実現していくための基本目標などを掲げておりますので、本日は、計画の土台となる部分につきまして、皆様にご審議いただきたいと思っております。

本日もお時間が掛かるかと思っておりますけれども、どうか忌憚のないご意見によりご審議い

たきますよう、よろしくお願いいたします。

#### ◎配付資料の確認

○事務局（小関地域福祉推進担当課長）　ここで、お手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。

まず、「次第」があり、次に「座席表」、「委員名簿」と続きます。資料といたしまして、「資料1 成年後見制度の取組等に関する政令指定都市の状況について」、「資料2 市町村成年後見制度利用促進基本計画について」、「資料3 札幌市成年後見制度利用促進基本計画（仮称）の構成案について」を添付しております。このほかに、第3回権利擁護部会の開催日程調整表と、参考に、他の政令市が策定した成年後見制度利用促進計画を配付しております。

皆様、不足等はございませんか。

続きまして、札幌家庭裁判所のオブザーバーが交代され、本日、新たに知野判事にご出席いただいております。恐縮ではございますが、自己紹介をいただきたく存じますので、よろしくお願いいたします。

○知野判事（札幌家庭裁判所）　札幌家裁の部総括判事をしております知野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私、普段は実際に後見事件を担当しており、また、部総括という立場でいろいろな問題に対処させていただいております。この促進法の関係におきましては、札幌市を初め管内の市町村、専門職団体、その他いろいろな方々と協議をさせていただいております。

今回からの参加ということですが、第1回の議事録も拝見しまして、活発なご議論をされたと拝見しております。

本日は、オブザーバーという立場ですが、いろいろ勉強させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長）　知野判事、ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。以降の進行は畑部会長にお願いいたします。

### 3. 議　事

○畑部会長　畑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、第2回の権利擁護部会を進めてまいりたいと思いますが、今回の第2回権利擁護部会では、事務局から計画の構成案が示されるということで、本格的な議論に入ることとなり、非常に重要な会議になってくると考えております。

ぜひ、皆さん、忌憚のない活発なご意見をいただき、より良い計画をつくるために建設的な議論を進めていければと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

改めて、この局面において、この部会の役割について確認をさせていただきます。

この部会は、本日を含めまして、あと4回開催される予定になっています。この4回で部会としての案をまとめ、札幌市に提案するという形です。その後、札幌市では、その提案を受け取った後、改めて庁内会議等で検討していただき、札幌市としての計画案を策定し、市民意見を反映するためのパブリックコメントを実施した上で、2020年10月に公表する運びとなっております。

委員の皆様におかれましては、今のスケジュールを念頭に置いていただき、早速議事に入りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、一つ目の議事ですが、成年後見制度の取組等に関する政令指定都市の状況報告について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（北村福祉活動推進担当係長） それでは、事務局より、成年後見制度に関する政令指定都市の状況について説明いたします。

お手元の資料1をご覧ください。A4判横の資料でございます。

こちらは、政令指定都市20都市、それぞれの成年後見に関する取組等の状況をまとめた資料でございます。

1枚目は、各政令市の基本情報ということで、人口や成年後見制度の対象と考えられる認知症高齢者、精神障がい者、療育手帳所持者数、さらに、実際の成年後見制度利用者数や後見等開始申し立て件数を一覧としてまとめております。

各都市の並びでございますが、上から人口順に並べており、一番下段に札幌市を別枠で掲載しております。

参考までにお伝えいたしますと、札幌市と人口規模が最も近い政令市は、縦列の3番目の名古屋市でございます。成年後見制度の市内利用者数としては、名古屋市は2,898人、札幌市は2,672人、市内の申し立て件数は、名古屋市では396件、札幌市では361件となっております。同程度の規模でございます。

なお、一部の政令市の数値が記載されておりませんが、こちらは利用者数や申し立て件数を把握できていないとのことでございますので、ご了承いただきたく存じます。

次のページにまいりまして、利用促進基本計画の策定状況でございます。

現時点では、7都市が計画を策定済みであり、今後策定する政令市は、札幌市を含め13都市となっております。

策定方法ですが、単独計画として策定する都市は、札幌市を含め3都市であることから、政令市のほとんどが他の計画、主に地域福祉社会計画との統合により策定する予定となっております。

なお、前回の部会で説明いたしましたが、札幌市においても、次期利用促進基本計画については、2024年に策定する次期地域社会福祉計画と統合を図る予定でございます。

また、委員の皆様のお手元には、先ほども説明いたしましたけれども、単独計画として策定しております他政令市の利用促進基本計画を資料としてご用意しましたので、今後の審議の参考にしていただければと存じます。

次に、右側の表、中核機関の設置状況でございます。

現時点では、中核機関を設置済みの政令市は4都市、設置を検討中の政令市は本市を含め13都市、設置未定の都市は3都市となっております。

次のページにまいりまして、成年後見制度の利用促進に資する現状の取組状況でございます。

左側の項目、成年後見制度の広報に関する取組ですが、札幌市を含め15都市が何かしらの広報活動を行っております。

本市でも、社会福祉協議会と協力し、日常生活自立支援事業と成年後見制度を説明するパンフレットを作成し、関係機関などへ配架しております。前回の部会で、市民5,000人を対象としたアンケート結果についてお伝えいたしましたが、成年後見制度の認知度の低さが課題であることを把握しましたので、中核機関設置後は、より積極的な広報が必要ではないかと考えております。

次に、広報に関する取組の隣の欄、専門職を活用した相談に関する取組有無を掲載しております。

これは、中核機関や既存の成年後見センターなどで、専門職相談を行っているかということでございますが、実施しているのは9都市、未実施が札幌市を含め11都市となっております。

続きまして、受任者調整に関する取組です。

これは、中核機関や既存の成年後見センターなどで、被後見人に対し適任の後見人が誰かということ事前に調整する取組で、市民後見人候補者のみに限定している政令市は札幌市を含め8都市、市民後見人候補者に加え、市長申し立て案件まで調整を行っている政令市は4都市、取組を行っていない都市は8都市でございました。

隣の欄、後見人等候補者名簿の整備状況からも分かりますが、本市を含め13都市で市民後見人の名簿しか整備しておらず、7都市は名簿自体を整備していない状況でございました。

次のページにまいりまして、市民後見の推進に関する取組ということで、市民後見人候補者数と累計の受任者数を掲載しております。

札幌市では、一人の被後見人に対し二人の市民後見人がペアリングをして後見活動を行っていることもあり、他都市に比べると養成人数が多く、十分な体制を整備していると考えております。

続きまして、後見活動の支援に関する取組についてですが、現時点で市民後見人に限定せずに支援している政令市は4都市、市民後見人に限定している政令市は本市を含め10都市、支援をしていない政令市は6都市となっております。札幌市としては、中核機関設置後は、市民後見人に限定せずに支援する仕組みを検討していきたいと考えております。

続きまして、協議会の設置状況でございます。

協議会設置済みの政令市は4都市のみであり、未設置の政令市は、本市を含め16都市

でございます。札幌市同様、今後策定する計画にあわせて設置する予定の政令市が多く、設置予定の政令市が10都市、未定が6都市となっております。

また、協議会の役割として、国基本計画では、チームに対する個別のバックアップ体制を謳っておりますけれども、成年後見の利用者数の多い政令市においては対応することが難しく、まずは関係団体との連携強化を図ることを目的とした協議会を開催する予定という都市が多い状況でございました。

次のページにまいりまして、成年後見制度利用支援事業の状況でございます。

まず、市長申し立ての件数ですが、こちらは人口や成年後見制度利用者数とはあまり比例せず、各政令市でばらつきがございます。

続きまして、申し立て費用の助成についてですけれども、市長申し立てに限定していない政令市は7都市、市長申し立てに限定している政令市は、本市を含め13都市となっており、件数や金額については、表の右側の中段に記載のとおりでございます。

なお、申し立て費用の助成件数や金額についてもばらつきがございますが、本人への求償権が得られた件数の多寡や、市長申し立て費用の助成の要件が違うこと等によるところでございます。

続きまして、後見報酬の助成についてです。

市長申し立てに限定していない政令市は15都市、市長申し立てに限定しているのは本市を含め5都市のみで、報酬助成に関する件数と金額については、表の右側に記載したとおりでございます。

なお、先日、関係団体の皆様から、後見報酬助成について、市長申し立てに限らず助成を行うよう要望書もいただいたところでございます。

後見報酬助成の対象を市長申し立てに限定している政令市は、本市を含め5都市のみとなっていることから、見直しを検討していく必要があると考えておりますが、市長申し立てに限定していない他の政令市の報酬助成の件数や金額を掲載しておりますけれども、多額の費用がかかることから、要件拡大については十分に検討することが必要と考えております。

以上、事務局より他政令指定都市の状況の報告でございます。

○畑部会長 ありがとうございます。

議事の一つ目、成年後見制度の取組等に関する政令指定都市の状況報告ということで、それぞれおまとめいただいたものをご説明いただきました。

ご説明いただいた内容は、基本的に資料1に基づいたものでしたが、資料の一番後ろに他政令市の成年後見制度利用促進計画を配布していただいております。こちらは、本市を含めて3都市という、数少ない単独策定を行っている都市の一つということで参考添付いただいたものです。

かなりの情報量がありますので、今すぐには難しい部分があるかもしれませんが、次の議事が構成案ということですので、その前段として、他都市の状況が参考になってく

る部分もあるかと思しますので、今ご説明いただいた内容につきまして、ご意見等ございましたら、ご発言いただければと思います。

いかがでしょうか。

○関口委員 一つ意見でございますけれども、3ページの4、成年後見制度の利用促進に資する取組について①というところです。

この左から2番目に、専門職を活用した相談に関する取組というところがありますが、これから先、中核機関ができあがると、これは非常に重要な機能になると思います。今後、後見制度に対する市民の理解が浸透していくと、うちの家族ではこの後見制度を利用できるだろうかという相談が相当数増えてくると思われます。

そうした際、しっかりと交通整理、水先案内をしていく必要があります。このケースに関しては、後見制度を利用してご本人をしっかりと支援する体制をつくっていくべきだとか、このケースの場合は、まだ後見制度の利用にはそぐわないのではないかと、家族の支援を行っていくべきではないだろうかという形で、適切な相談対応を実施していく体制づくりが非常に重要になっていくと思います。

そうしたときに、もちろん弁護士会ですとか司法書士会、社会福祉士会などの協力も必須になると思うのですけれども、札幌市の人口規模で相談窓口が市に一つで良いのかというところは、今後議論していかなければいけないと思います。

具体的に申し上げますと、市で相談窓口が一つでは、十分に実のある相談ですとか実態に即した相談ができないのではないかと危惧しておりまして、最低限、各区レベルで相談を実施できる窓口が必要になってくるだろうと考えております。

実際、そういった中核機関から相談機能を各区に出していく形になると、恐らく各区にある身近な病院や施設の具体的な誘導なども可能になるのでしょうかし、例えば定期的もしくは継続的に相談が必要なケースについては、しっかりと担当者がその家族に目を向けてアドバイスをしていく体制もつくれるのではないかと考えておりますので、この点に関して私の意見を述べさせていただきました。

○畑部会長 今のお話は、相談窓口の設置の仕方に関するご意見だったかと思します。

ほかにいかがでしょうか。

○菅委員 3ページの一番左の成年後見制度の広報に関する取組についてです。

札幌市は取組中ということで、まだ取り組みをしていない都市がある中で大変素晴らしいのではないかと考えております。

ただ、前回の会議の時にもありましたが、理解に乏しい市民の方たちが多いのが問題ということがあり、市民の方たちに浸透させるためにどういう方法にするのか、例えば、チラシなのか、講演会など勉強会のようなことをするのか等、そういう細かいことも必要だと思いますし、前回も出ましたけれども、チラシ等をどこに置くのか、どうすれば市民の皆さんの目に触れるのかというところを、より一層検討して市民の方たちへの周知を進めていただけたらと思います。

○畑部会長 広報、周知については土台になる部分ですので、非常に重要なご意見かと思  
います。

ほかにいかがでしょうか。

○赤杉委員 5 ページ目の報酬助成についてです。

私が所属しているワン・オールは、札幌市から委託を受けている委託相談支援事業所の  
後方支援なので、後見人の方の対応というのは委託の相談の方が受けていることが多いの  
です。

そこで、委託の相談の方に、障がいのある方の支援についてご意見を伺ってきたところ、  
この方には後見人をつける必要があると考えて手続を進めたが、費用の問題があつて諦め  
の方が割といらっしゃるというお話が何人かの相談支援専門員から上がっておりました。

障がいのある方というのは、障害年金と生活保護と僅かな工賃などで生活している方が  
多くいらっしゃいますので、先ほどの事務局からのご説明では、ご検討いただけるとい  
うお話がありましたが、障がいのある方にとって後見制度を使いやすくするためには、費用  
の助成が望ましいと思われまますので、前向きに検討していただければと思っております。

○畑部会長 利用しようと思っても利用できないという状況をできるだけなくしていくべ  
きだろうと思っておりますので、非常に重要なご意見だと思っております。

ほかにご意見をお持ちの方がいらっしゃるかもしれませんが、一旦議事を進めさせてい  
ただきたいと思っております。

なお、今の資料で気になる点が出てきた場合は、後ほどご意見等をお受けしたいと思  
います。

それでは、議事の 2 番目、札幌市成年後見制度利用促進基本計画（仮称）の構成案につ  
いて、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（北村福祉活動推進担当係長） それでは、札幌市成年後見制度利用促進基本計  
画（仮称）の構成案について説明いたします。

ここではまず、市町村成年後見制度利用促進計画の策定の背景にございます、成年後見  
制度の利用の促進に関する法律や国基本計画などを資料 2 で説明した後、札幌市としての  
計画構成案を資料 3 で説明させていただきます。

それでは、資料 2 の市町村成年後見制度利用促進基本計画についてをご覧ください。

1 の市町村計画策定の法的根拠についてでございます。

成年後見制度の利用に関する法律第 14 条第 1 項ですけれども、下の四角の枠内に該当  
条文を抜粋しておりますが、市町村の講ずる措置として、成年後見制度の利用に関する施  
策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされております。

次に、2 の市町村計画に盛り込むべき事項ということでございますけれども、国基本計  
画において、以下の（1）から（5）までの 5 つの事項を市町村計画に盛り込むことが望  
ましいものとして規定されております。

一つ目は、権利擁護支援を要する人の発見支援や早期の段階からの相談等を役割とする

地域連携ネットワークの整備方針。

二つ目として、専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関の整備方針。

三つ目として、中核機関等における4つの機能、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の段階的、計画的整備方針。

四つ目として、権利擁護支援が必要な方を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な支援を行うチームや専門職団体を含めた他職種間での連携強化を図る協議会の具体化の方針。

五つ目として、成年後見制度の利用に関する助成制度のあり方とされております。

これら利用促進法や国基本計画を踏まえ、札幌市成年後見利用促進基本計画では、利用促進のための基本理念、その理念を達成するための基本目標、さらに基本目標に資する具体的施策を定めることとしたいと考えております。

基本理念案等については、資料3の札幌市成年後見制度利用促進基本計画（仮称）の構成案についてでご説明いたしますので、そちらをご覧ください。

まずは、構成案の全体像でございますが、第1章から第5章までの章立てとする他、資料編をつけることとしております。

第1章では、計画策定の趣旨として、経緯や成年後見制度の概要を説明し、さらに計画の位置づけということで、利用促進法との関係や札幌市の総合計画、他の関連計画との位置づけ、計画期間、計画の策定体制について記載いたします。

第2章では、計画策定の背景として、国の動向と札幌市の統計データなどを示しながら、成年後見制度を取り巻く札幌市の現状や課題などを記載いたします。

第3章では、計画の基本理念、基本目標の部分に触れまして、資料の裏面になりますけれども、第4章では具体的な施策の展開、そして第5章では計画の推進体制、計画の進行管理・評価について記載いたします。

また、資料編といたしまして、先日の部会でお示ししました、平成30年度第4回市民意識調査の結果や今後実施予定のパブリックコメントの実施概要についても掲載することを考えております。

本日、委員の皆様にご審議いただきたい部分は、計画の基本理念、基本目標、目標に向けた施策など、計画の根本に関わる部分でございます。これについて、事務局の案を改めてご説明させていただきます。

資料の表面に戻りまして、右側の第3章、計画の理念・目標と体系をご覧くださいと思います。

まず、基本理念案でございますが、「一人ひとりの意思と権利が尊重され みんなが自分らしく生きられる共生のまち さっぽろ」としております。市民や関係団体、行政が連携して権利擁護支援に取り組むことにより、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者なども含め、全ての市民が住みなれた地域でいきいきと暮らし続けられるまちの姿が望ま

しいと考え、基本理念の案としております。

次に、2の基本目標、3の計画の体系ですが、体制整備や仕組みづくりにおける基本目標として、下記①から③と記載しておりますけれども、成年後見制度の利用促進の基本的な体制整備、成年後見制度の利用前の段階、成年後見制度の利用後の段階に分けて、それぞれ基本目標を設定したいと考えております。

まず、基本目標Ⅰは、「成年後見制度の利用を促進するための体制を整備します」としてしております。

権利擁護支援を要する人の発見・支援や相談等を役割とする地域連携ネットワークの整備に向けて、ネットワークのコーディネート機能を担う中核機関の設置や協議会の設置などの体制を整備していくことを掲げおります。

次に、基本目標Ⅱは、「誰もが安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えます」としてしております。

成年後見制度を必要とする方が速やかに制度利用に結びつくよう、制度の周知や相談の実施、利用支援に関する仕組みづくりを行っていくことを掲げていきたいと考えております。

基本目標Ⅲは、「後見人が活動しやすい環境づくりを進めます」としてしております。

後見人が地域において孤立することなく、継続的かつ安定的に中核機関を中心としたバックアップ体制を整えることで、後見人が活動しやすい環境づくりを進めていくことを掲げていきたいと考えております。

以上、三つが基本目標となります。この三つの基本目標に対し、6つの施策を実施していきたいと考えており、その具体的な内容については、裏面の施策の展開で説明させていただきます。

第4章、施策の展開ということで、施策案や主な取組を表にまとめて全体像をお示ししております。

基本的な構成は、先ほどお示ししました基本目標に対応した施策を掲げ、施策ごとに「現状と課題」「施策の方向性」「主な取組」を記載したいと考えております。

基本目標Ⅰに対応する施策として、「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」とし、主な取組として(1)から(4)の4つを想定しております。

地域連携ネットワークの中核となる機関の設置、権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応など地域連携ネットワークの整備、専門職団体や関係機関による協議会の設置、身上監護を重視した成年後見制度の運用や不正防止の効果も期待されるチームによる後見活動の推進などを主な取組として記載したいと考えております。

次に、基本目標Ⅱに対する施策として、この表の真ん中、2から5までの四つの施策、「制度利用につながる情報提供や相談の実施」「権利擁護に関する検討の場の整備」「後見人となる人材の育成・活用」「成年後見制度利用支援事業の推進」を掲げ、それぞれに対応した現時点で想定される取組を(5)から(15)まで記載しております。

この中の主な取組として、施策2「制度利用につながる情報提供や相談の実施」については、制度周知のための広報・啓発活動、成年後見制度の利用に関する相談の実施などを掲げております。

これは、市民アンケートの中で、成年後見制度に関する認知度が低いことから、本市においても、任意後見や保佐・補助類型も含めた早期利用も念頭に置きながら、各団体・機関の皆様と連携し、効果的な広報活動を推進していくことが重要ではないかと考えております。また、国基本計画でも、優先して整備すべき機能として、広報機能、相談機能を掲げておりますことから、重視すべき取組ではないかと考えております。

また、施策3「権利擁護支援に関する検討の場の整備」としては、現在でも取り組んでおります日常生活自立支援事業から成年後見制度へ移行する際の支援など、さらに、施策4「後見人となる人材の育成・活用」では、市民後見人の養成などを主な取組として掲げております。

施策5の「成年後見制度利用支援事業の推進」では、報酬費用助成の実施についても掲げておりますが、他政令市の状況報告でも説明いたしましたとおり、市長申し立てに限定せず報酬助成をしている他都市の状況を見ると、多額の費用がかかっていることから、要件の拡大については十分に検討することが必要と考えております。

さらに、基本目標Ⅲに対する施策として、「後見活動を支援する仕組みづくり」を掲げ、さまざまな問題を抱えた後見人の後見活動に関する中核機関での相談体制の整備や、困難事例を抱えたチームに対する支援、困難事例を解決するための専門職との連携を主な取組として想定しております。

以上が、札幌市成年後見制度利用促進基本計画の構成案についての説明となりますが、委員の皆様にご審議いただきたい部分は、計画の基本理念、基本目標、目標に向けた施策の設定がこれでよいか、また、計画に記載すべき具体的な取組等がこのような項目でよいかなど、ご審議いただきたく存じます。

なお、取組の具体的内容については、今後の部会でご審議いただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○畑部会長 ご説明ありがとうございました。

構成案という形でお示しいただきましたが、最初に説明しましたように、あと4回の議論の中でまとめていく形になります。もちろん、いただいた意見は議事録に掲載されることとなりますけれども、段階を追ってしっかりと議論してまいりたいと思います。

今日の時点では、構成案としてお示しいただいた基本理念から目標、施策、そして主な取組の構成や文言等についてご確認いただき、不足している項目がないか、項目の名称としてイメージしづらいものがないか、そういったところを皆様の知見を活かしながらご意見をいただければと思っております。

もちろん、事務局への質問といった部分も出てくるかとは思いますが、事務局への質問に留まらず、皆様のご意見としてご発言いただければと思っておりますので、よろしくお

願いいたします。

今、皆様ご覧いただいていると思いますけれども、部会長という立場上、あまり具体的な発言はしないほうがいいと思いながらも、一つ発言させていただきます。

基本目標Ⅰの部分ですが、裏面の第4章でご確認いただければと思います。

基本目標Ⅰでは、「成年後見制度の利用を促進するための体制を整備します」という目標を掲げていて、それに対する施策としては「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」ということが書かれています。

この施策にぶら下がる主な取組を見ますと、(2)の「地域連携ネットワークの機能の整備」という文言が施策の名称である「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」と類似しているため、他の三つの主な取組、中核となる機関の設置や協議会の設置、チームによる後見活動の推進といった部分が若干見えづらい印象を受けてしまいます。

そういう点で言うと、この施策の名称は、例えば「権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築」というように、全体の要素をイメージできる表現にさせていただいたほうが、市民にも伝わりやすいのではないかと感じたところです。

皆様から、普段取り組まれている専門的な業務を含めて、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

○南方委員 抽象的な話で恐縮なのですが、基本理念というのは、当然ここの議論は成年後見制度を利用促進させるということですので、先ほど関口さんがおっしゃったとおり、成年後見制度も含めて、最終的には一番本人に合った制度に繋がるというイメージをここで市民が持つ、そして、オール札幌で取り組んでいるということが、この原案には盛り込まれているという理解でよろしいのでしょうか。

具体的な文言に関しての意見ではないですが、あくまでもこの場合は、成年後見を中心に、当然、その他の制度も使って、最終的には本人に必要とされる、本人に合った制度につながる、それをオール札幌で取り組むというのが一番最初の理念のところから伝わるようになるという理解をしているのですが、それでよろしいでしょうか。

○畑部会長 私自身がそういうイメージかどうかということもあるのですが、皆さんがこちらをご覧いただき、それがどの程度伝わるかということが非常に重要だと思っていて、今、基本理念の部分で、成年後見制度に最終的には限定せずに、本人にとって一番必要な支援につながる、これは前提というか、一番重要なことだと思っています。

ただ、その中で、成年後見制度が本人にとって一番適した支援であるにも関わらず、さまざまな理由からそこに到達できない方が非常に多いという状況があると思いますので、そういったことを失くすためのさまざまな取組を盛り込んでいただいていると思います。

そういった点から見た場合に、主な取組の(9)では、日常生活自立支援事業からの移行支援ということが書かれていますけれども、こういったこと以外にも繋ぐべき他の事業等がありましたら、そことの連携といった点について、取組として入れていくべきだというご意見をいただければと思います。

また、オール札幌ということは本当に重要な点だと思いますので、基本理念では最後にひらがなで「さっぽろ」という文言で入れておきまして、資料3の表面の基本理念の下の部分には、「市民、関係団体、行政が連携して権利擁護支援に取り組むことにより」といった説明文が書いてありますけれども、この説明文も含めて、オール札幌といったイメージを形成するのに不足しているような文言があれば、そういった部分についてもご意見とさせていただきたいと思っております。

これは、委員の皆様も、他の委員から出た意見を踏まえて、こういったところを入れていけばいいのではないかと意見があれば、ぜひいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

○関口委員 ただいまの南方委員の意見に関連して、私からの意見というか、印象なのですけれども、基本理念では「一人ひとりの意思と権利が尊重され みんなが自分らしく生きられる共生のまち さっぽろ」とあり、その下には「住みなれた地域でいきいきと暮らし続けられるまち」とあります。

私自身がこれまで後見事件に取り組んできた印象ですと、在宅でしっかりと生活できている状態であれば、いきなり成年後見というわけではなくて、まずいろいろな支援が入ったりですとか、財産管理の手伝いが必要ということであれば、補助だったり保佐だったりという制度を使って、極力、本人の権利を制限しない形での支援制度を使っていくことが重要だと考えているのです。

例えば、病院に入院して、なかなか自分の意思表示が難しいとか、認知症が非常に進行してしまって施設での生活を強いられるようになってしまったという状態であれば、もちろん成年後見という形で全面的に本人の支援をしていくという形になっていくかと思うのですが、基本理念の説明では「地域でいきいきと暮らし続けられる」というように書きながらも、裏面の主な取組を見ていくと、言葉の使い方の問題かもしれませんが、後見制度はあくまでも本人支援の原則的な制度なのだという印象を受けてしまうのです。

私としては、成年後見制度の利用に行く前に、極力本人の権利を制限しない形でのさまざまな援助の仕方、例えば保佐だったり補助だったり、もしくは単なる相談だったり、そういうところが原則にあるべきではないかと考えるところなので、地域で生活するという理念と成年後見制度というところがちょっと印象としてそぐわないという感想を持ちました。

○菅委員 地域包括ケアということが叫ばれて、各自治体でもいろいろ実施していると思うのですが、社会福祉士会の依頼の内容の報告をさせていただきますと、最近では保佐と補助が多いのです。以前は後見が多かったのですが、保佐と補助が多くて、自宅に住みながら障がいのある人が作業所に通っているとか、親御さんと一緒に生活をしながら支援をしなければいけないという人たちが多くいらっしゃいます。

後見というと、あたかも何もできないような人たちを対象にして、身内も誰もいなくて、

意思決定ができないので支援するという時代が続いてきたとは思いますが、今は高齢者の方とか障がい者の方の寿命も非常に延びてきています。昔は障がいのある方は20歳くらいで亡くなってしまおうといった時代もありましたが、医学の進歩で寿命が延びてきて、40歳、50歳という方たちはたくさんいらっしゃいます。

その方たちが自宅で生活するためには、成年後見制度の中の補助とか保佐というものを利用していかなければいけないのですけれども、先ほど意見がありましたように、申請の仕方が難しくて分からないとか、申請するお金がないといったことで利用がなかなか進まないのかなという思いもあります。

私としては、障がいがあっても、認知症であっても、できれば地域で生活して行って、それが困難になったときには、施設や病院に入るといったような形が今後は増えていくのかなと思います。

○畑部会長 基本理念とそこから派生してくるであろう施策の部分で、利用前の段階からそういったところを見越して、いかに取組を入れていくかという点についての意見かと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

○赤杉委員 先ほど申しましたけれども、委託の相談支援事業所の相談支援専門員のお話で、制度に繋がりたいけれども繋がらないケースで、お金以外のもう一つの理由として、ご本人が拒否をするということもかなり多いようなのです。それは、お金を管理されて自分の好きなように使えなくなるのではないかという不安があるためです。

ですから、意思決定支援という流れを丁寧にしなくてはいけないと思います。これは制度を利用する前の段階なので、主な取組の(6)「権利擁護支援を必要とする人を発見するための見守り活動の推進」の中に含まれるのかもしれませんが、認知症高齢者の方であったり、精神障がい、知的障がいのある方であったり、見守りつつも意思決定を明確に進めていくことが本当に大事だと考えておりますので、それがきちんと見える計画にしていただければと思います。

○畑部会長 基本理念の中に「住みなれた地域でいきいきと暮らし続けられる」という文言が案として示されております。もちろんこういったことは非常に大事ですけれども、病院や施設に入るような場面も出てくるわけですから、「住みなれた地域でいきいきと暮らし続けられる」ということだけを目標にするのではなく、どのような段階においても安心できるというメッセージが必要なのではないかと感じました。

それは、ご本人の安心もあるでしょうけれども、今後本人の支援をしていくことができないようなご家族等がおられたときに、そのご家族にとっても安心に繋がるという意味での言葉になると思うのです。

そういったことを考え合わせると、理念の考え方は「住みなれた地域でいきいきと暮らし続けられる」だけでなく、その後の生活においても安心が持てるという表現になってくれば、本人の権利を守ることを基本としつつも、その後、本人が権利を行使することが難

しくなった場合にも安心できる、そういったことが見えるような計画にしていくということが重要なかと思いましたが、理念の文言として再検討の余地があるのかなと思います。

また、そこに繋がる前の段階としては、基本目標Ⅱが利用前の段階ということになりますが、この中には施策として2から5の四つが提案されております。

今、赤杉委員から、ご本人が拒否するという実態のご説明がありましたが、これに関しては、理解が十分できておらず不安になって拒否されるということもあるでしょうし、理解した上で、そういった生活について同意しづらいということで拒否されるということもあるかと思えます。そこで、赤杉委員からは、安心してしっかりと相談できる機能が重要になってくるというご意見とともに、意思決定支援といった文言をいただきました。

この点については、基本目標Ⅱの施策の「制度利用につながる情報提供や相談の実施」の(6)や(7)に含まれることかもしれませんし、あるいは、丁寧な相談を受けるということだけではなく、その後繋がっていくことがイメージできるようなものとして、別途取組を立てる必要があるのかもしれません。

その辺については、今の時点では確定しづらい要素もありますので、そういった意見も踏まえながら議論を進めさせていただきたいと思えます。ただ、部会長とはいっても、私のまとめが不足している点も十分ありますので、そうした点があれば、遠慮なくご意見をいただきたいと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

○南方委員 理念のところで、地域で安心して暮らせるためには、基本目標Ⅱの2の「制度利用につながる情報提供や相談の実施」、この繋がるという文言が非常に安心感を与えらると思うのです。

地域で安心して暮らしていたけれども、自分でいろいろなことができなくなってきたときに、札幌では制度に繋がるのだという、私個人としては、この繋がるという言葉に一番インパクトがあり、安心を与える言葉だと思います。

その中で2点申し上げますと、今、何人かの委員から、なかなか申し立てまでの道りが遠いという現状についてお話がありました。

ですから、相談をしたらこういう手順で進み、確実に申し立てに繋がるのだということをやチャート化し、見える化することによって、相談したら確実にこのステップで裁判所に繋がるだという安心感を与えるのではないかと思うのです。

もう一つ申し上げますと、2の(6)「権利擁護支援を必要とする人を発見するための見守り活動の推進」という文言に関してです。

現状においても、発見は多くの場面で権利擁護を必要とする人にされているが、制度利用に繋がっていないという実態があると思うのです。

ですから、発見という言葉は、現状は発見されているのだけれども、なかなかうまく繋がっていないという人たちを含めて使わないと、自分たちは繋がっていないのだという思いを抱かせてしまいますので、その辺も踏まえて発見という言葉を使うべきだと思います。

○畑部会長 今のお話は非常に重要な点で、発見しても結局繋がらないということになると、それは安心にも繋がっていかないだろうというご意見をいただきました。

この点に関して、ご意見いかがでしょうか。

知野判事からご助言やご意見をいただけますでしょうか。

○知野判事（札幌家庭裁判所） 発見というところに繋がる話なのかもしれませんが、基本目標2のところ、「誰もが等しく安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えます」ということで、今の促進法の関係で議論されているところは、これまで後見制度を利用したくてもなかなかできなかった人がいるというところで、いろいろな考え方はあると思いますけれども、親族後見人をどう活用するかという問題が大きなテーマとしてあったと思います。

この基本目標Ⅱの中で施策に挙げられている2、3、4、5の中で、どういう方を後見人として選ぶかという視点が少し分かりづらいのかなという気がいたします。

どうしても4の「後見人となる人材の育成・活用」ということで、市民後見人等をこれから考えていかなければいけない問題が出てくるものですから、恐らく市民の方としては、できれば親族後見人という方もいらっしゃると思いますし、もちろん、事案によって専門職をお願いしたいという方もたくさんいらっしゃいますので、その辺の適切なマッチングについて、施策に盛り込んでいくほうが分かりやすいと思って聞いておりました。

それは、擁護支援を必要とする人を発見した後に、どうやって後見に繋いでいくのかということに繋がってくるのかなと考えておりました。

○畑部会長 繋げていくという点に関しまして、基本目標Ⅱの施策4、後見人となる人材の育成・活用のところでは、市民後見人と法人後見事業という2点が掲げられておりますので、こういった施策については、「多様な後見人」というような文言を使いながら、もう少し幅を持たせたような施策に変えていき、市民後見人と法人後見事業だけに限定しないような取組が検討できるのであれば、本人にとって繋ぎやすい後見人のあり方が見えてくるのではないかと思いますので、そういったところもご意見としていただきながら進めていきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

○石川委員 後見人となる人材の育成・活用の中で、今おっしゃったとおり、市民後見人と親族後見人、専門職後見人といろいろあると思うのですが、実際になったときに、その後のフォローというか、バックアップをどうするのかということです。

安心して市民後見人になりますよ、親族後見人になりますよと思えるように、何かあれば各専門部会等いろいろな形でバックアップできる、だから安心して後見できますよということを入れてもいいと思います。

○畑部会長 後見人になった後ということですね。その部分が見えないと、安心して後見人にもなれないということが出てくると思いますので、今の施策で言いますと、6の（16）後見活動に関する相談体制の整備と繋がってくることもあると思います。

その点で言うと、この（１）から（１８）というのはお互いに関連していて、一連の流れでそれぞれ繋がっていくというようなところが出てくるかと思います。今のところで言うと、（１１）市民後見人の養成であったり（１２）法人後見事業の推進がそこに繋がった場合、次にどこの取組にいけば安心した後見活動ができるのか、そういったフローのようなものが見えてくると、この計画全体の体系が見やすくなるのではないかと思います。

今いただいた意見としましては、後見人になった後のサポート体制ということだったかと思いますが、その点もご意見として整理させていただきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

○関口委員 主な取組の（１２）では「法人後見事業の推進」という形で記載されております。

実際、後見人のなり手として適切な親族、近いところに身内の方がいなかったりですとか、かといって市民後見人が対応するには非常に難しいというようなケースもあるかと思うのですが、そういった際、この法人後見という形で、ある程度組織的に後見業務を行って本人を支える体制をつくるのが、本人にとって非常にプラスであるというケースは多々あると思います。

特に、若い知的障がいがある方や精神障がいを抱えている方で、長期にわたるフォローが必要となる場合などは、単に法律職だけの知識では足りず、医療職や福祉職の方と連携して後見事務を行っていかねばいけないというケースも多々あるかと思います。

私としては、ここに書いて欲しいというわけではないのですが、法人後見事業の推進をより具体化すること、札幌のような２００万人都市レベルであれば、札幌後見センターの設置など公的な法人後見を行う機関が必要ではないかと日々感じるところです。

○畑部会長 ほかにはいかがでしょうか。

まだご意見をいただいている委員もいらっしゃいますので、よろしければご意見をいただければと思います。

半藤委員からお願いいたします。

○半藤委員 以前にも言いましたが、札幌後見支援の会というのは後見人になってお手伝いするという立場でやっておりまして、その前段階での活動はしておりませんので、一般的な意見は言うことができないかもしれませんが、先ほど判事からお話があったと思うのですが、親族後見人が入ってくるということになると、これは毛色が違うと思うのです。

市民後見人はきちっと研修を受けていますので、ある程度の基礎的な知識を持っているというのが前提で、尚且つ相談体制が整備されればかなりの活動ができると思います。実際に私などが後見をやってみますと、そんなに本質的な問題が出てくるということではなくて、適切なアドバイスがあれば、市民後見人でもほとんどの場合はできるのではないかと思います。本当に難しいケースは専門職でなければできませんので、そこは専門職にお願いするというようになってくると思うのです。

親族後見人の方は、いきなり後見人になるものですから、基礎的なところが全然できて

いない可能性がありますので、市民後見人に対するバックアップと親族後見人に対するバックアップというのは基本的に違うという気がするのです。

基本理念などもきちんと理解していない可能性がありますので、例えばバックアップしたとしてもうまく理解できないという可能性もありますので、この辺を考えておかないと、親族後見人がどんどん増えてくると、いろいろな問題が発生してくると思っております。

○瀬川委員 構成案を見ながら他政令市の計画と見比べていたのですが、単独計画としてつくるのであれば、基本理念、基本目標、それから施策については、概ねこんな感じでいいのかなと思っておりますけれども、そこにどんなことが書かれるのかなということが非常に気になるところです。

例えば、参考として配布いただいた計画の中核機関のところを見ていたのですが、資料の22ページですが、他市との共同設置や複数団体への機能の分散等を含め検討し、速やかな設置と段階的な機能の整備を目指すということで、わかったような、わからないような表現になっているのですが、こういったことをどこまで書き込めるかということについて、具体的な案を示していただいた上で議論したいと思っております。

○畑部会長 具体的な文言は、今後展開していく中で出てくるかと思っておりますので、ぜひそこでご確認いただければと思います。

続いて、由井委員お願いします。

○由井委員 具体的なイメージができていないのでわからない部分もあるのですが、(5)制度周知のための広報・啓発活動については、前回の部会でも知られていないという数字がクローズアップされていたので、今後具体的なことは検討されていくと思うのですが、広報・啓発活動がここでいいのか、少し疑問に思っています。

また、広報にも関連するのですが、(18)専門職等との連携の強化ということで、後見人の育成だとか周知などについては今後具体化されていくと思うのですが、例えばケアマネージャーなど発見に関連する人たちの教育というか、底上げというものが今後出てくると思うので、そういうことも視野に入れておいたほうがいいのかなという気がします。

○畑部会長 具体的なところが重要になると思いますが、今ご意見いただいた制度周知のための広報・啓発活動というのはどこまでを対象にした取組なのか、市民レベルなのか、関係機関や職員に対する研修というのも入っているのですけれども、そうではない、もっと基本的な広報・周知というところを明確にしていく必要があるのではないかという観点からのご意見だったかと思えます。

また、一番最後に書かれている専門職等との連携の強化についても、これを前の施策との段階的な関連だけでイメージしてしまうと、相互の関連性が見えづらくなってくるかと思っておりますので、具体的な文言が出てきたときに、その関連性がイメージできるのか、不足しているのか、そういったところも確認していければ、より具体的な修正案というのが見えてくるかと思っておりますので、そういったところでも確認できればと思いました。

また、半藤委員からは、親族後見人の取り扱いについてご意見をいただきましたけれど

も、これをどのような形で位置づけるのかというのは、慎重に検討していくことが必要なのだろうと感じました。

本人にとって最も適切な制度利用に繋がっていくということを考えたときに、親族後見人というのが選択肢から一切なくなってしまうということではないだろうと思いますが、そこが中心になってどんどん広がっていくということに関しては、現在、後見人として活躍されている方から懸念が示されましたので、そのバランスをとりながら、いきいきと住み続けられる、あるいは、安心できる札幌にしていくという理念を実現していくために、この計画のなかに多様な後見人支援を位置づけ、イメージできるように繋げていければと思います。

ほかにはいかがですか。

○南方委員 広報と親族後見人に関連して申し上げます。

広報のもう一つの目的は、後見制度を利用したくないと思っている方の不安要素を除去することだと思うのです。

前回お示しいただいたアンケートの中で一つ重要な点は、他人に財産を管理されたくないという意見がすごいパーセンテージで出ていたと思うのですが、そういったことを考慮して、先ほど申し上げたように、広報において親族後見人という方向性などを大切にしているということを明確にアピールすべきだろうと思います。

もう一つ、先ほど関口さんがおっしゃったように、より制限の少ない制度があるにも関わらず、どうも制限の多い後見制度がまず来ってしまうケースがあると思うのですが、より制限の少ない補助だとか、または任意後見があるということも広報することで、利用したくない方の不安を払拭するという視点が必要かと思います。

○畑部会長 今いただいたご意見は、(5)の中で今後具体的に出てくる文言として確認していかなければならないということかと思います。その文言を作成いただく際に、そういったことが十分わかるような原案としてまとめていただければ、皆様からいただいた意見もより見やすくなってくると思います。

ほかにはいかがでしょうか。

○白戸副部会長 私もとうとう母の後見をやることになりました。今、一番困っていることは、母親のケアプランをチェックしているのです。今まで家族の支援、気持ちの支援はたくさんしてきましたが、代理権とか同意権とか取消権などという与えられた権限を行使する際に、この病院の判断は正しいのか、この選択はこれでいいのかというようなアドバイスがほしいのです。

ですから、家族だろうが、市民だろうが、後見活動に応じてアドバイスいただけるような、これは別に中核機関でなくてもいいと思うのです。

私は、由井さんと赤杉さんに期待したいのは、今、障がいも高齢の世界もケアマネジメント支援というのがしっかりと定着しています。ですから、当然、ケアプランの中には現状分析もあって、今どうするかという話と、将来こうなるからこうしていくという、将来

を見通して今の支援とこれからの支援を組み立てるという構造があるのです。私も前の職場でそれをつくっていたのでわかるのです。

ですから、私は、発見するという言葉にとっても違和感を持ちます。今、福祉支援、医療支援をしている患者さん、利用者さんの中に成年後見が必要な方がいらっしゃるのではないか、我々はケアマネジメント支援をしているのではないのか、将来を見据えたケアプランをつくっているのではないのか、そのための担当者会議とか地域ケア会議とか自立支援協議会とか、そういった支援のための連携組織、ネットワークがあるのではないのか、今ある資源と法的専門職のサポートを上手に結びつけていくかが重要だと思うのです。

私は、ケアマネージャーにとってみると、成年後見制度というのは利用する資源の一つにしか過ぎないと思っているのです。

もう一つ、私は、知的障がいの親の介護もやったことがあります。親も結局は、施設、病院からいろいろ注文を受けると、どう判断していいかわからないのです。

問題は、親の権限と代理権、同意権、取消権はどう違うのか。自分が判断して支援するときに、後見人として、つまり法律的な権限を持って判断を下したらどうだということと、親として言ったのだということが違うということ、親との間では話し合いました。

ですから、自分の身内をどう支援するかといったときに、入り込んだ支援の組み立てと役割分担といいますか、そういうことをこの中核機関、あるいは地域ケア会議等を含めたネットワークなどを通じてつくってほしいと思います。

また、日常生活自立支援事業の利用者は、自分のお金を管理されることは嫌だと言いますけれども、本人が一番困っていること、本人ができないことをやってもらえるのだよと伝えることで、本人を安心させてあげることができますよね。

これは、中核機関だけではなくて、当事者団体を含めてやりましたが、なかなか一朝一夕にはいきませんでした。みんなが力を合わせることで、少しですが塀は低くなってくると思うのです。

私は、発見するというのではなく、今の支援をより良く組み立てていく中に、資源として成年後見制度の利用を入れるというような、組み合わせの役割分担といった発想で計画をつくっていくべきではないかと、自分の親への支援を通じて最近よくわかりました。

○畑部会長 今の点に関して、由井委員、赤杉委員、いかがでしょうか。

○由井委員 全くおっしゃるとおりだなと思います。

今どうするかという問題解決に向けての施策と、それが半年、1年、3年後ということも視野に入れて、我々ケアマネージャーができているかということ、必ずしもそこは足りない部分が多々あります。

ケアマネージャーの質の部分に関してはいろいろと課題は持っておりますので、今のご意見を今後のいろいろな活動に反映していきたいと思います。

○赤杉委員 障がいの分野も全くそのとおりだと思います。

札幌市では、委託の相談支援事業所を弁護士さんが巡回相談で回ってくれる事業を行っ

ていて、成年後見に関してだけではないのですが、離婚のことやお金に関してなどを相談する環境になっているのです。そこに相談支援専門員がいて、お互いに障がいの状況をわかっていたくということとか法的にどうなのかというような、弁護士さんとの間での相談する枠組みというものもあるのです。

一旦後見人がついてしまうと、その後の連携というのは、定期的に報告をしているとか、ケア会議に同席していただいているというような繋がりは持っていらっしゃるようなので、今ある資源をどのように活かしていくかということと、相談員も質のばらつきは確かにありますので、各事業所もなかなか事業所内で成年後見制度について学ぶというところには至っていないという意見も聞きますので、自分たちの知識とか技術をどのように上げていくのかということも必要なことかと思えます。

○畑部会長 今までのご意見としては、発見するだけではなく、そこからいかに利用に繋げるかが重要だというご意見もありましたし、そもそも発見ということも、実際にはもう目の前にいるので、それをちゃんと対象者だと気付けるかということのほうが大事だというようなご意見もいただきました。

このような文言も、どのような形にすれば市民の方などにイメージしやすいのか、知らない方からすると、発見というほうがイメージとして伝わりやすいのかもしれないのですが、実際には見つけられていないということではなく、その資源がこの人にとってとても有効なのだということを、周りの関わっている方が十分に認識して繋いでいくことに難しさがあるという面もあると思えますので、どちらの方が正しいことなのか、両方ともあるということなのか、結構難しいポイントですが、そこは事務局で再度検討いただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○畑部会長 それでは、二つ目の議事については、以上で終わりたいと思います。

#### 4. その他

○畑部会長 今日の議事は以上で終了となりますが、最後に、その他について、事務局から報告等があればお願いします。

○事務局（北村福祉活動推進担当係長） それでは、第3回権利擁護部会の日程調整について申し上げます。

開催日程調整表と記載された用紙をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。

第3回権利擁護部会は、11月11日から11月29日の間で開催したいと考えております。日程表のご都合が悪い日に×印をご記入の上、お手数ですが、9月20日金曜日までに返信用封筒によりご提出をお願いいたします。

皆様からご返送いただいた後、事務局にて日程調整の上、第3回権利擁護部会の開催日時のご連絡をいたします。

## 5. 閉 会

○畑部会長 本日は、多くの貴重なご意見と円滑な議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、第2回権利擁護部会を閉会いたします。

以 上